

インド税務およびビジネス法アップデート
(2020 年度第 4 四半期)

(2021 年 03 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所 Grant Thornton Bharat LLP に作成委託し、2020 年 3 月 19 日に入手した情報に基づき作成したものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail： BDA@jetro.go.jp

ニューデリー事務所
E-mail： IND@jetro.go.jp

JETRO

目次

<u>S. No.</u>	<u>概要</u>	<u>ページ数</u>
1	1961 年所得税法	1～2
2	GST 法	3～4
3	1962 年関税法	4～7
4	2013 年会社法	7～9
5	2015・20 年度外国貿易政策	9
6	1999 年外国為替管理法	10

インド税務およびビジネス法アップデート（2020 年度第 4 四半期）

Sr. No	項目	概要	引用文献
1961 年所得税法			
1	Vivaad Se Vishwas の期限延長	直接税のアムネ스티制度である Vivaad Se Vishwas の期限を 2021 年 3 月 31 日に延長。	https://www.incometaxindia.gov.in/communications/notification/notification_04_2021.pdf Notification No: 1 https://www.incometaxindia.gov.in/communications/notification/notification_9_2021.pdf Notification No: 9
2	2021 年非対面型罰則制度を 発表	2021 年非対面型罰則制度を発表し、1961 年所得税法上の罰則手続きを規定。	https://www.incometaxindia.gov.in/communications/notification/notification_no_2_2021.pdf Notification No: 2
3	2021 年非対面型税務調査 （第一回改定）制度を発表	2021 年非対面型税務調査（第一回改定）制度を発表し、国家電子調査センター、地域電子調査センター、自動割当システム、ドラフト版の通知書に関する手続き、国家電子調査センターの義務を修正。	https://www.incometaxindia.gov.in/communications/notification/notification_6_2021.pdf Notification No: 6
4	コロナ禍における個人の居住者区分の取り扱いに関する説明	直接税中央委員会（Central Board of Direct Taxes）は、税務年度 2019-20 にインドに渡航し、国際線の停止により税務年度 2020-21 にインドに滞在しなかった個人の居住者区分の取り扱いに関して発表した。その通達では、租税条約上の規定を適用した後に二重課税が解消できなかった個人は、Form NR に必要事項を記載し、2021 年 3 月 31 日までにオンラインで国際税務担当の所得税局プリンシパル・チーフ・コミッショナーに同様式を提出できる。各種の陳情を考慮し、緩和措置が必要か否かを税務当局は検討する。	https://www.incometaxindia.gov.in/communications/circular/residency-circular-02-of-2021.pdf Circular No: 2

Sr. No	項目	概要	引用文献												
5	税務当局による各種通知書の発行期限延期	税務当局は以下の期限を延長した。 - 所得税法における税務調査に関する通知（再調査を含む）の発行期限に関して、過去に2021年3月31日に延長されたものを4月30日に再延長した。上記の再延長の対象になっておらず、期限が2021年3月31日に到来する事項に関しては通知書の発行期限が2021年9月30日に延長される。 - 罰則措置に関する通知書の発行期限を2021年6月30日に延長。 - Benami Act の下、裁定当局（Adjudicating Authority）による通知書の発行期限を2021年9月30日に変更。	https://incometaxindia.gov.in/communications/notification/notification_10_2021.pdf Notification No: 10												
6	所得税の申告書における事前記載情報の報告に関する説明	直接税中央委員会は、所得税の確定申告書の事前記載情報に関して次の対象取引と報告義務者を発表した。 <table><tr><th>No</th><th>取引内容</th><th>報告義務者</th></tr><tr><td>1.</td><td>上場証券あるいはミューチュアルファンドの譲渡に関するキャピタルゲイン</td><td>(i) 認知された証券取引所 (ii) 受託者（Depository） (iii) 認知された精算会社 (iv) 株式登録機関・株式譲渡代理人</td></tr><tr><td>2.</td><td>配当所得</td><td>配当分配会社</td></tr><tr><td>3.</td><td>利子所得</td><td>(i) 銀行 (ii) 郵政公社総裁 (iii) ノンバンク金融機関</td></tr></table>	No	取引内容	報告義務者	1.	上場証券あるいはミューチュアルファンドの譲渡に関するキャピタルゲイン	(i) 認知された証券取引所 (ii) 受託者（Depository） (iii) 認知された精算会社 (iv) 株式登録機関・株式譲渡代理人	2.	配当所得	配当分配会社	3.	利子所得	(i) 銀行 (ii) 郵政公社総裁 (iii) ノンバンク金融機関	https://incometaxindia.gov.in/communications/notification/notification_16_2021.pdf Notification No: 16
No	取引内容	報告義務者													
1.	上場証券あるいはミューチュアルファンドの譲渡に関するキャピタルゲイン	(i) 認知された証券取引所 (ii) 受託者（Depository） (iii) 認知された精算会社 (iv) 株式登録機関・株式譲渡代理人													
2.	配当所得	配当分配会社													
3.	利子所得	(i) 銀行 (ii) 郵政公社総裁 (iii) ノンバンク金融機関													

GST 法		
1	GSTR-1（売上申告書）の提出に係る制限	GST 登録者が過去 2 期間 GSTR-3B（要約報告書）を提出しなかった場合、GSTR-1（売上申告書）の提出が制限される。 https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-01-central-tax-english-2021.pdf 01/2021-Central Tax
2	GST 登録時の Aadhaar 認証の免除対象者を発表	外国人を含む一部の該当者に対する GST 登録時の Aadhaar 認証を免除。 https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-03-central-tax-english-2021.pdf 03/2021-Central Tax
3	2019-20 年度の GST の年次申告書の提出期限を延長	2019-20 年度の GST の年次申告書の提出期限を 2021 年 3 月 31 日まで延長。 https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-04-central-tax-english-2021.pdf 04/2021-Central Tax
4	売上 5 億ルピー超の会社に電子請求書の発行を義務付け	2021 年 4 月 1 日より売上 5 億ルピー超の会社に電子請求書の発行を義務付け。 https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/notfctn-05-central-tax-english-2021.pdf 05/2021-Central Tax
5	政府による GST の還付手続きに関する明確化	政府は GST の還付に関する以下の点に関して明確にした。 - 見なし輸出の受領者による還付請求に関する手続き - ゼロ料率での物品・サービスの提供時に誤って申告書を作成した場合の還付請求の緩和措置 - 還付金額の計算時に使用する修正売上高（Adjusted Total Turnover）の計算方法の説明 など https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/Circular_Refund_147.pdf 147/02/2021-GST
6	B2C 取引における請求書への QR コードの添付に関する追加説明	B2C 取引における請求書への QR コードの添付に関して、政府から以下の点に関する追加の説明があった。 - 輸出時に関する QR コード添付の必要性の有無 - QR コードに含まれるべき情報 https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/Circular_Refund_146.pdf 146/02/2021-GST

		- QR コードを添付した請求書発行前の支払いに関する取り扱い - 電子商取引のプラットフォームを利用する事業者に関する取り扱い など	
7	GST の登録停止措置に関する標準的な運用手順を発表	GST の登録停止措置に関する標準的な運用手順を発表。	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/gst/Circular_Refund_145_12_2020.pdf 145/01/2021-GST
1962 年関税法			
1	2021 年事前裁定のための税関規制を発表	2021 年事前裁定のための税関規制 (Customs Authority for Advance Rulings Regulations, 2021) を発表し、関税における事前裁定の手続きを規定。	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-nt2021/csnt01-2021.pdf 01/2021 – Customs (N.T.)
2	2002 年関税 (事前裁定) 細則を廃止	2002 年関税 (事前裁定) 細則 (Customs (Advance Rulings) Rules 2002) を廃止。	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-nt2021/csnt02-2021.pdf 02/2021 – Customs (N.T.)
3	1997 年関税率表 (セーフガード税の特定・調査) 細則を改定	1997 年関税率表 (セーフガード税の特定・調査) 細則 (Customs Tariff (Identification and Assessment of Safeguard Duty) Rules, 1997) を改定し、セーフガード措置の対象となる損害の特定方法に関する説明を加えた。	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-nt2021/csnt12-2021.pdf 12/2021 – Customs (N.T.)
4	1995 年関税率表 (アンチダンピング税の特定、調査、回収及び損害の特定) 細則を改定	1995 年関税率表 (アンチダンピング税の特定、調査、回収および損害の特定) 細則 (Customs Tariff (Identification, Assessment and Collection of Anti-dumping Duty on Dumped Articles and for Determination of Injury) Rules, 1995) を改定し、相殺関税を迂回する輸入品に関する暫定調査を導入した。	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-nt2021/csnt11-2021.pdf Notification No.11/2021-Customs (N.T.)

5	2017 年関税（軽減税率での物品の輸入）細則を改定	2017 年関税（軽減税率での物品の輸入）細則（Customs (Import of Goods at Concessional Rate of Duty) Rules, 2017) を改定し、以下の取引を許可した。 - ジョブワーカーの所在地に輸入品を送付すること。 - 償却価値に対する関税と実際の支払額との差異を納付する場合、特定目的のために使用される輸入資本財の通関を切ること。	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-nt2021/csnt09-2021.pdf No. 09/2021 - Customs (N. T.)
6	特定品目に係る農業インフラ開発目的税の適用税率を公表	特定品目に係る農業インフラ開発目的税（Agriculture Infrastructure and Development Cess）の適用税率を公表。	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs11-2021.pdf 11/2021-Cus
7	金・銀に係る農業インフラ開発目的税への社会福祉サーチャージの適用を免除	金・銀に係る農業インフラ開発目的税への社会福祉サーチャージの適用を免除。	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs13-2021.pdf 13/2021-Cus
8	優遇税率の適用されている輸入品の一部に農業インフラ開発目的税を適用	優遇税率の適用されている輸入品の一部に農業インフラ開発目的税を適用。	https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs16-2021.pdf 16/2021-Cus
9	一定期間におけるアンチダンピング税の適用を免除	以下の輸入品に係るアンチダンピング税の適用を 2021 年 2 月 2 日～9 月 30 日まで免除。 a) 中国から輸入した棒鋼（Straight Length Bars）・合金棒（Rods of Alloy Steel） b) ブラジル・中国・ドイツから輸入した非コバルト添加高速度鋼（High-Speed Steel of Non-Cobalt）	a) https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd05-2021.pdf 05/2021-Cus (ADD) b) https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd05-2021.pdf

		c) 中国・ベトナム・韓国から輸入したアルミニウム・亜鉛でコーティングした圧延平鋼（Flat rolled product of steel, plated or coated with alloy of Aluminium and Zinc）	act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd06-2021.pdf 06/2021-Cus (ADD) c) https://www.cbic.gov.in/resources/htd-ocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd07-2021.pdf 07/2021-Cus (ADD)
10	一部の輸入品に対してアンチダンピング税を適用	次の輸入品に対してアンチダンピング税を適用。 a) 中国から輸入するアニリン（Aniline）に対して 2020 年 7 月 29 日（暫定アンチダンピング税の適用日）から 5 年間アンチダンピング税を適用。 b) 中国、マレーシア、台湾から輸入する黒色トナーパウダー（Black Toner in Powder Form）に対して 2020 年 8 月 10 日（暫定アンチダンピング税の適用日）から 5 年間アンチダンピング税を適用。 c) 中国から輸入する塩酸シプロフロキサシン（Ciprofloxacin Hydrochloride）に対して 2020 年 9 月 2 日（暫定アンチダンピング税の適用日）から 5 年間アンチダンピング税を適用。	a) https://www.cbic.gov.in/resources/htd-ocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd08-2021.pdf 08/2021-Cus (ADD) b) https://www.cbic.gov.in/resources/htd-ocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd12-2021.pdf 12/2021-Cus (ADD) c) https://www.cbic.gov.in/resources/htd-ocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd13-2021.pdf 13/2021-Customs(ADD)
11	一部の輸入品に対するアンチダンピング税の適用期間を延長	次の輸入品に対するアンチダンピング税の適用期間を延長。 a) 可溶性塩、GVT・PGVT、ビトリファイド・磁器タイルなどに関するアンチダンピング税の適用期限を 2021 年 6 月 28 日まで延長。	a) https://www.cbic.gov.in/resources/htd-ocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd09-2021.pdf 09/2021-Cus (ADD)

		b) 中国から輸入するメラミン（Melamine）に対するアンチダンピング税の適用期限を2021年3月31日まで延長。 c) EU 及びシンガポールから輸入するフェノール（Phenol）に対するアンチダンピング税の適用を2021年6月7日まで延長。	b) https://www.cbic.gov.in/resources/htd-ocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd10-2021.pdf 10/2021-Cus (ADD) c) https://www.cbic.gov.in/resources/htd-ocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-add2021/csadd11-2021.pdf 11/2021-Cus (ADD)
2013 年会社法			
1	CSR 費用の拠出対象活動の追加	Covid-19 のワクチンの周知および支援活動を CSR 費用の拠出対象に追加。	http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CSR2021_13012021.pdf General Circular No: 01/2021
2	AGM におけるビデオ会議システムの利用許可を延長	2021年12月31日までビデオ会議システムを利用した年次株主総会（AGM）の開催を容認。	http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.02_14012021.pdf General Circular No: 02/2021
3	2014 年会社（社会的責任方針）細則を改定	2014 年会社（社会的責任方針）細則（Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014）を改定し、以下の内容を変更。 • CSR 活動を実施する企業の MCA の登録 • CSR 活動の定義 • CSR 拠出義務が 10 億ルピー以上の会社に対する独立代理人による影響調査報告書の作成 など	http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CSRAmendmentRules_22012021.pdf CSR-05/3/2020-CSR-MCA
4	2014 年会社（和解、合併）細則を改定	2014 年会社（和解、合併）細則（Companies (Compromises, Arrangements and Amalgamations) Rules, 2014）を改定し、スタートアップによる合併の規定を追加した。	http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/AmalgamationsAmndtRules_02022021.pdf F. No. 2/31/CAA/2013-CL.V

5	2014 年会社（定義の詳細）細則を改定	2014 年会社（定義の詳細）細則（Companies (Specification of Definitions Details) Rules, 2014）を改定し、小規模企業の基準となる払込資本金及び売上の上限をそれぞれ 2,000 万ルピー、2 億ルピーに変更。	http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/SpecificationAmndtRules_02022021.pdf F. No. 1/13/2013 CL-V, Part I
6	2014 年会社（設立）細則を改定	2014 年会社（設立）細則を改定し、一人会社（One Person Company）に関して以下の点を変更した。 ● 一人会社の存続条件である払込資本金と売上基準を撤廃 ● 非公開会社・公開会社への転換時の期限を撤廃 ● 非居住インド人による一人会社の設立を許可 など	http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CompaniesSecondAmndtRules_16022021.pdf F. No. 1/13/2013 CL-V, Vol.IV
7	財務諸表に関する各種様式の追加手数料を免除	2020 年 3 月期の財務諸表に関する各種様式（AOC-4、AOC-4(CFS)、AOC-4 XBRL、AOC-4 Non XBRL）の提出遅延に係る追加手数料を 2021 年 2 月 15 日まで免除。	http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.4_29012021.pdf General Circular No: 4
8	2020 年会社（改定）法の一部規定を適用	2020 年会社（改定）法の一部規定を 2021 年 1 月 22 日より適用。	http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CommentNotification_23012021.pdf F. No. 1 /3 /2020-CL.I
9	2014 年会社（資本金および社債）細則を改定	2014 年会社（資本金及び社債）細則（the Companies (Share Capital and Debentures) Rules 2014）を改定し、既存株主に対して、株式募集事項を通知する際の通知期間を募集日から 7 日後に設定した。	http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CompaniesShareCapitalDebenturesRules_16022021.pdf F. No. 01/04/2013-CL-V- Part-IV
10	2014 年会社（定義の詳細）細則を改定	2014 年会社（定義の詳細）細則（Companies (Specification of definitions details) Rules, 2014）を改定し、上場企業の定義から除外される企業を追記した。	http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CompaniesSpecification2ndAmndtRules_22022021.pdf F. No. 1/13/2013-CL-V, Part I

11	2017 年修正会社法第 23 条の適用	2017 年修正会社法第 23 条（年次申告に関する改定）を 2021 年 3 月 5 日より適用。	http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CommentNotification_11032021.pdf F. No. 1/1/2018-CL.I
12	2014 年会社（経営および管理）細則の改定	以下の点に関して 2014 年会社（経営及び管理）細則を改定した。 - 一人会社（One Person Company）および小規模企業に関する年次申告書の様式（Form MGT 7A）を規定 - Form MGT 9（年次申告書の抜粋）の作成義務を削除など	http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CompaniesMgmtAdminAmndtRules_11032021.pdf REGD. No. D. L.-33004/99
2015-20 年度外国貿易政策			
1	輸入制限区分の変更	以下の輸入品に関する制限区分を変更。 a) 部屋や社内の芳香剤などの輸入制限区分を「制限あり（Restricted）」から「制限なし（free）」に変更。 b) 爬虫類、ミンク、キツネなどの輸入制限区分を「禁止（Prohibited）」から「制限なし（Free）」に変更。	a) https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/a4afeef5-b35b-4ffa-b29c-1a0c58dfdb97/Notification%2054%20english.pdf Notification 54/2015-2020 b) https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/b8332978-c197-419b-a33b-e571ba84cd64/Notification%2055%20English.pdf Notification 55/2015-2020
2	石炭輸入モニタリングシステムの適用	2021 年 4 月 1 日から石炭関連の輸入時に石炭輸入モニタリングシステム（Coal Import Monitoring System）が適用される。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/7a6a9b39-d2ce-405b-bcea-1b0c8c3b4ccc/Notification%20No%2056%20dated%2028-01-21%20English.pdf Notification 56/2015-2020
3	関税率割当（Tariff Rate Quota）の申請にオンラインシステムを導入	輸入制限されている品目に関する関税率割当（Tariff Rate Quota）の申請にオンラインシステムを導入。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/7c95bca8-1524-463b-9cfa-fef49449d6c4/Trate%20notice%20no.40.pdf Trade notice 40/2020-2021

1999 年外国為替管理法			
1	RBI の決済システムの利用者に LEI を義務化	インド準備銀行（RBI）の決済システム（RTGS あるいは NEFT）により企業が 5 億ルピー以上の決済を行う場合、LEI（The Legal Entity Identifier）を使用することが義務付けられる。LEI は金融取引に関する法人を識別するための番号である。	https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_CircularIndexDisplay.aspx?Id=12010 RBI/2020-21/82
2	個人の居住者により LRS を通じた IFSC への投資を許可	自由送金制度（Liberalised Remittance Scheme : LRS）において国際金融サービスセンター（IFSC）に投資するために個人の居住者が資金を送金することを一定の条件下で許可した。	https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_CircularIndexDisplay.aspx?Id=12029 RBI/2020-21/99
3	外国ポートフォリオ投資家による不良債権への投資に関する緩和措置の発表	RBI は外国ポートフォリオ投資家による不良債権への投資に関する緩和措置を発表した。 FPI が資産再建会社（Asset Reconstruction Companies）により発行された証書（Security Receipt）や負債証券（debt instruments）、あるいは、破産倒産法の会社再生過程において発行された負債証券に投資した場合、最低残存借入期間条件（minimum residual maturity requirement）、短期投資制限、投資家制限を免除する。	https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_CircularIndexDisplay.aspx?Id=12037 RBI/2020-21/105